（国土交通省設置法の一部改正）

第七条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第八条中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第十項」に改める。

（調整規定）

第八条　この法律の施行の日が外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の施行の日以後となる場合には、附則第六条の規定は、適用しない。この場合において、第三条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第八項の改正規定中「同条第三項」とあるのは「同条第四項」と、「第十二条第三項」と、同項第二号」に」とあるのは「第十二条第四項」と、同項第二号」に改め、「及びこれらに附帯する業務」の下に「並びに同条第三項」を加え」と、「同条第五項」とあるのは「同条第五項」に、「」と、同項第三号」を「並びに第十二条第三項」と、同項第三号」とする。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　直人

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第六十七号

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本方針等（第七条―第八条の三）
第三章　環境保全のための国民の取組の促進
　第一節　環境保全の意欲の増進、環境教育等の推進（第九条―第二十条の十）
　第二節　協働取組の推進（第二十一条―第二十一条の六）
第四章　雑則（第二十二条―第二十八条）
附則

第一章　総則

第一条中「かんがみ」を「加え、これらの取組を効果的に進める上で協働取組が重要であることに鑑み」に、「環境教育について」を「環境教育並びに協働取組について」に改め、「その他の」の下に「環境保全活動、」を加え、「環境教育の推進」を「環境教育並びに協働取組の推進」に改める。

第二条第一項中「防止、」の下に「生物の多様性の保全等の」を、「整備」の下に「、循環型社会の形成」を加え、「のうち、環境の保全上直接の効果を有するもの」を削り、同条第三項中「、環境の保全」を「、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全」に改め、同条に次の一項を加える。

4　この法律において「協働取組」とは、国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組をいう。

第三条第一項中「並びに循環型社会」を「、循環型社会」に改め、「低減すること」の下に「並びに地球規模の視点に立って環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進すること」を加え、「こととなるように」を「とともに、対等の立場において相互に協力して」に改め、同条第二項中「踏まえ」の下に「、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度が養われることを旨として行われるとともに」を加え、「努めるとともに」を「努め」に改める。

第四条中「国民、民間団体等は」の下に「、家庭、職場、地域等において」を加え、「及び環境教育を」を「、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を」に改め、「、環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組を行うことにより」を削り、「環境教育並びに協働取組に」に改める。

第五条第一項中「環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「のっとり」の下に「、環境保全活動」を、「環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、「よう努める」を削る。

第六条中「のっとり」の下に「、環境保全活動」を、「環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第二章　基本方針等

第七条第一項中「政府は」の下に「、環境保全活動」を、「環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、同項第一号から第三号までの規定中「環境保全の意欲の増進及び環境教育」を「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組」に改め、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　基本方針を定めるに当たっては、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する国際的な連携の確保並びに持続可能な社会の構築に資する経済的、社会的な取組の促進に配慮しなければならない。

第八条の見出し中「方針、計画等」を「行動計画」に改め、同条中「応じた」の下に「環境保全活動」を、「環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、「方針、計画等を作成し、及び公表する」を「行動計画（以下「行動計画」という。）を作成する」に改め、同条に次の五項を加える。

2　行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

二　環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項

三　その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

3　都道府県及び市町村は、行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4　都道府県及び市町村は、行動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5　行動計画を作成した都道府県及び市町村は、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

6　前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。